

電子経済に関する課税上の課題への対応 ～経済協力開発機構（OECD）への意見書提出～

政策業務第一グループ

「GAFA」（Google、Apple、Facebook、Amazon）に代表される国際的ITプラットフォームが台頭する中、伝統的な課税原則や手法では捉えられない国際課税上の課題が明らかとなり、各国はその見直しの必要性に迫られている。

企業への法人税は、工場や支店等、物理的拠点のある地においてのみ課税されるという伝統的な国際原則があるが、電子商取引、電子データの交換等、デジタル技術を駆使して、サイバー空間でグローバルに事業を展開する企業の場合、必ずしも物理的拠点がなくても利益を上げることができる。こうした事態に対応すべく、経済協力開発機構（OECD）は、経済の電子化の課題として、①拠点を持たずに活動できるIT企業群に課税しにくくなっている点、②税率の低い国に拠点を集めることで、税金逃れができるという点を指摘した。その後、OECD/G20は上記の二つの課題に関する議論を主導し、2020年末に137の国と地域が参加する包摂的枠組みでの国際的合意形成を目指していたが、新型コロナウイルスの感染拡大等により関係者間の意見調整が遅れたこともあり、下表スケジュールの通り合意形成時期が2021年半ばに延期されている。

最終合意までの主な日程

2020年	10月12日	青写真などの公表
	10月14日	G20財務大臣・中央銀行総裁会議（オンライン）
	11月21日・22日	G20サミット（オンライン）
	12月14日	青写真のパブリック・コメント（意見書） 書面提出期限
2021年	1月	青写真のパブリック・コンサルテーションのとりまとめ会議（市中会議）
	半ば	合意期限

こうした中、OECDは2020年10月12日、公開諮問文書「Reports on the Pillar One and Pillar Two Blueprint」を公表し、広く意見募集を行った。本諮問文書は、多国籍企業

が提供したサービスが消費され、その企業が売り上げを上げている国（「市場国」）に物理的な拠点が無い場合でも、当該国が一定の課税ができるよう、従来の国際課税原則を見直す第1の柱（利益配分ルール等）、国際的に定めた最低限の税率を下回る国（「軽課税国」）への利益移転に対し、本来であれば課税できるはずだった利益の移転元の国が課税できるようなルールを導入する第2の柱（最低税額の導入）について、現時点での青写真を提示するものであり、「将来の合意のための強固な土台」と位置付けられている。

包摂的枠組み（137の国と地域）での合意により各国独自のデジタル課税が撤廃され、「レベル・プレイング・フィールド」（公平な競争条件）の実現に向けた動きの加速が期待される一方で、青写真通りの制度が導入されると、多国籍企業の税務コンプライアンス対応が過度に増加する等の懸念があることから、当会は総論として、以下のような要望、意見等を提出した。

- ① 最終的に課税の対象から外れる可能性が極めて高い会社・取引に関してはコンプライアンス対応の負担を減らすよう、適用対象を絞り込むプロセスや計算の順序は丁寧に設計していくとともに十分な準備期間を設けること。
- ② 第1の柱については、納税者と課税当局間の紛争、ならびに企業の事務負担を減らすため、各ルールの対象を絞り込み、効率的な制度設計とすること。
- ③ 第2の柱については、可能な限りの制度簡素化を図るだけでなく、余裕のある申告期限を設定すること。また、「レベル・プレイング・フィールド」を実現する観点から、各国が足並みをそろえて導入することを確保するための取り組みも検討すべきであること。

「デジタル課税」の議論は、今後もOECDやG20など、多国間協議の場において引き続き行われるが、当会経理委員会および税務コミッティは、国際的な動向を注視しながら、ビジネスの実態を踏まえた公平かつ適切な国際課税ルールの構築に向け、積極的に意見発信していく所存である。

※当会意見書の詳細は、当会HP「提言・要望」欄をご参照。

(<https://www.jftc.or.jp/proposals/index.html>)

